

九州地方整備局
R1.12.13時点

令和2年度 港湾・空港における 発注者支援業務について



令和元年12月

九州地方整備局
港湾空港部



発注者支援業務の契約手続き等

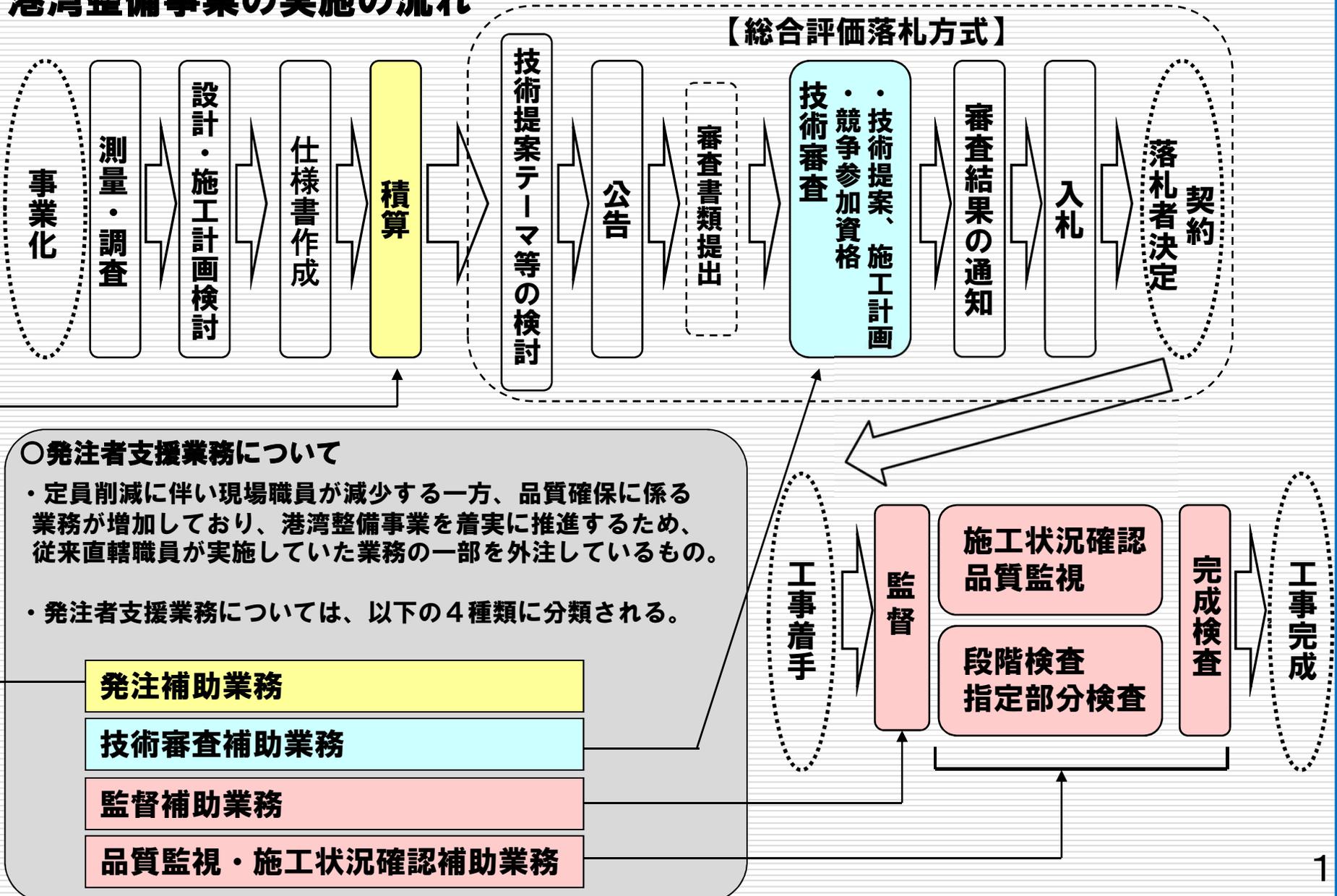
<資料構成>

- 【1】発注者支援業務の概要
- 【2】令和2年度発注者支援業務の方針
- 【3】競争性の向上等を図るための取り組み
- 【4】令和2年度発注者支援業務における要件等
- 【5】令和2年度発注者支援業務における評価等
- 【6】令和2年度発注者支援業務の発注予定

この資料は、九州地方整備局 港湾空港部ホームページ
(<https://www.pa.qsr.mlit.go.jp/keiyaku/hattiyusyashien.html>)
に掲示します。場合によっては、内容の変更があります。

1. 発注者支援業務の概要

港湾整備事業の実施の流れ



1. 発注者支援業務の概要

＜発注補助業務＞

直轄職員から示された設計資料等に基づき、工事の発注（設計書の作成）に必要な資料及び積算データについて 以下の様な業務を行い、直轄職員に報告、資料提出等を行う。

- 積算に必要な現場条件等の調査。
- 使用材料、施工方法等の積算根拠資料の作成。
- 積算システムへのデータの入力 等

＜技術審査補助業務＞

総合評価落札方式による工事発注の技術的な審査において、以下の様な業務を行い、直轄職員に報告、資料提出等を行う。

- 企業から提出された総合評価にかかわる資料（企業評価項目、技術者評価項目、技術提案、施工計画）内容確認、整理。
- 総合評価にかかわる、各種委員会の基礎資料の作成等

＜監督補助業務＞

工事実施において直轄職員が行う監督業務について、以下の様な業務を行い、直轄職員に報告、資料提出等を行う。

- 請負者に対する指示・協議に必要な資料作成
- 請負者から提出された承諾・協議事項など設計図書との照合
- 現地の確認・調査及び資料作成 等

＜品質監視補助及び施工状況確認補助業務＞

工事実施において直轄職員が行う検査(施工状況確認)等の業務について、以下の様な業務を行い、直轄職員に報告、資料提出等を行う。

- 使用材料、施工状況、出来形及び品質の設計図書との照合
- 不可視部分や重要構造物の出来形及び品質の確認
- 検査（完成検査、指定部分検査、段階検査）の臨場 等

羽田空港D滑走路建設工事事例 ・365日、24時間施工、3交代



2. 令和2年度発注者支援業務の方針

- 令和2年度発注者支援業務についても、過年度と同様に**全て一般競争入札**（総合評価落札方式）で実施

さらなる民間企業の積極的な参加による競争性の確保・向上を図るため、平成24年度より**民間競争入札**及び**複数年度契約**を導入しており、令和2年度も継続して実施

1. 「民間競争入札」の導入

- 令和2年度についても過年度と同様に「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（公共サービス改革法）に基づく民間競争入札」（以下、「民間競争入札」と記載）により実施し、殆どの案件について複数年契約として実施する。

2. 令和2年度発注者支援業務の方針

2. 「民間競争入札」導入の意義

発注者支援業務については、これまでも透明性・競争性が確保されるよう取り組んできたところであるが、民間競争入札の実施にあたっては、総務省に設置された第三者委員会である「**官民競争入札等監理委員会**」による入札参加要件等の審議を経た上で実施要項を定め、**実施要項**に基づく手続きにて落札した企業と契約することとされている。

この審議を経ることにより、**更なる透明性、競争性の確保が期待**される。

※実施要項については、港湾局HP（公共調達制度：入札契約制度等：発注者支援業務 http://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_mn5_000023.html）にて公表中

2. 令和2年度発注者支援業務の方針

3. 「民間競争入札」導入に伴う受注者が 負う可能性のある責務等

(1) 罰則等

- ①本業務に従事する者は、刑法(明治40年法第45号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。
- ②公共サービス改革法第25条第1項の規定(秘密保持)に違反して、公共サービスの実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、**1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処される**こととなる(公共サービス改革法第54条)。
- ③次のいずれかに該当する者は、公共サービス改革法第55条の規定により**30万円以下の罰金に処される**こととなる。
 - ・「公共サービス改革法第26条第1項」による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は「公共サービス改革法第26条第1項」による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者。
 - ・正当な理由なく、「公共サービス改革法第27条第1項」による指示等に違反した者。
- ④法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、上記②の違反行為をしたときは、公共サービス改革法第56条の規定により、行為者を罰するほか、その法人又は人も上記②の刑を科されることとなる。

(2) 会計検査について

受注者は、会計検査院法第23条第1項第7号に規定する「事務若しくは業務の受託者」に該当し、会計検査院が必要と認めるときは、同法第25条及び第26条により、会計検査院の实地検査を受けたり、同院から直接又は発注者を通じて、資料・報告書等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。

3. 競争性の向上等を図るための取り組み

地方整備局等が発注する港湾・空港における発注者支援業務については、民間の参加可能者数の拡大による競争性のより一層の向上等を図るため、以下のとおり取組みを行ってきたところ。

(1) 一般競争入札(総合評価落札方式)で実施 [H22年度より継続]

- 平成22年度より、全ての発注者支援業務について一般競争入札(総合評価落札方式)で実施

(2) 設計共同体による競争参加の導入 [H23年度より継続]

- 技術力の結集による品質確保向上及び企業の積極的な参加による競争性の向上を図るため、平成23年度より、設計共同体による競争参加を導入

(3) 担当技術者評価の実施 [H23年度より継続]

- 担当技術者の能力が、成果の品質に比較的大きく影響を与えることから、平成23年度より、担当技術者の業務実績を評価

(4) 履行確実性評価の導入 [H24年度より継続]

- 調査基準価格が設定される業務においては、平成24年度より、総合評価項目において履行確実性を評価

(5) 法に基づく民間競争入札(複数年度契約)の導入 [H24年度より継続]

- 更なる民間企業の積極的な参加による競争性の確保・向上を図るため、平成24年度より「公共サービス改革法」に基づく民間競争入札及び複数年度契約を導入

(6) 業務実績要件の緩和、資格要件の緩和 [H27年度より継続]

- 企業及び配置予定管理技術者に求める実績要件の対象期間を「過去10年」から「過去15年」に拡大
- 1つの履行場所(事務所等)において、担当技術者を複数名配置する場合、1名については資格要件を満たさなくとも配置可能 (発注補助、技術審査補助に適用)

3. 競争性の向上等を図るための取り組み

(7)実績要件の緩和〔H29年度より継続〕

- 配置予定技術者の同種業務の実績については、これまでの港湾・空港の工事に関する発注者支援業務の実績に加えて、設計若しくは施工に関する業務(発注機関については問わない)、監理技術者として従事した港湾・空港の工事(工事を業務として認める)を追加
- 配置予定技術者の類似業務の実績については、港湾・空港の工事に関する、建設コンサルタント業務又は測量・調査業務若しくはこれらに準じた業務(発注機関については問わない)へ拡大

(8)地域精通度評価の緩和〔R1年度より新規〕【対象業務：監督補助業務、品質監視補助及び施工状況確認補助業務】

- 業務実績の評価について、これまでの①「当該整備局管内における同種業務実績」、②「当該整備局管内における類似業務実績」に加えて、③「当該整備局管外(隣接する整備局)における同種業務実績」、④「当該整備局管外(隣接する整備局)における類似業務実績」を追加

(9)業務執行技術力(同種又は類似業務実績)及び、地域精通度評価のさらなる緩和〔R2年度〕

- 担当技術者の業務実績評価について、申請された全ての担当技術者の業務実績のうち、上位1名の評価値を評価 【対象業務：全業務】
- 地域精通度の業務実績評価について、1位評価を当該整備局管内又は管外(隣接する整備局)における同種業務実績、2位評価を当該整備局管内又は管外(隣接する整備局)における類似業務実績へ拡大 【対象業務：監督補助業務、品質監視補助及び施工状況確認補助業務】

※当該整備局管外（隣接する整備局）とは

当該整備局	東北	関東	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州	北海道	沖縄
当該整備局管外 (隣接する整備局)	・北海道 ・北陸 ・関東	・東北 ・北陸 ・中部	・東北 ・関東 ・中部 ・近畿	・関東 ・北陸 ・近畿	・北陸 ・中部 ・中国 ・四国	・近畿 ・四国 ・九州	・近畿 ・中国 ・九州	・中国 ・四国 ・沖縄	・東北	・九州

3. 競争性の向上等を図るための取り組み

○配置予定担当技術者の業務実績の総合評価における評価の緩和 [令和2年度]

(現行)

評価項目	評価の着目点		評価のウエイト
		判断基準	
配置予定担当技術者の経験	配置予定担当技術者の専門技術力	下記の順位で評価する。 ※申請された全ての配置予定担当技術者の業務実績により得られた評価点の合計を、配置予定担当技術者数で除して算出とする。 ①同種業務実績がある。 ②類似業務実績がある。 ③その他	①5 ②3 ③0

(変更後)

評価項目	評価の着目点		評価のウエイト
		判断基準	
配置予定担当技術者の経験	配置予定担当技術者の専門技術力	下記の順位で評価する。 ※申請された全ての配置予定担当技術者のうち、上位1名の評価値とする。 ①同種業務実績がある。 ②類似業務実績がある。 ③その他	①5 ②3 ③0

3. 競争性の向上等を図るための取り組み

○配置予定管理技術者の地域精通度（業務実績）の評価の緩和 [令和2年度]

(現行)

評価項目				評価の着目点	判断基準	評価のウエイト
配置予定管理技術者の経験及び能力	管理技術者	情報収集力	地域精通度	平成17年度以降に完了した同種又は類似業務の、九州地方整備局管内又は隣接する整備局等(中国、四国、沖縄)における業務実績	①九州地方整備局管内での同種業務の実績がある。	①5
					②九州地方整備局管内での類似業務の実績がある。	②・③3
					③隣接する整備局等(中国、四国、沖縄)での同種業務の実績がある。	
					④隣接する整備局等(中国、四国、沖縄)での類似業務の実績がある。	④1
					⑤その他	⑤0

(ただし、照査技術者として従事した業務は除く)

(変更後)

評価項目				評価の着目点	判断基準	評価のウエイト
配置予定管理技術者の経験及び能力	管理技術者	情報収集力	地域精通度	平成17年度以降に完了した同種又は類似業務の、九州地方整備局管内又は隣接する整備局等(中国、四国、沖縄)における業務実績	①九州地方整備局管内又は隣接する整備局等(中国、四国、沖縄)における同種業務の実績がある。	①5
					②九州地方整備局管内又は隣接する整備局等(中国、四国、沖縄)における類似業務の実績がある。	②3
					③その他	③0

(ただし、照査技術者として従事した業務は除く)

4. 令和2年度発注者支援業務における要件等

1. 参加資格要件

(1) 単体企業の場合

- ① 公共サービス改革法第15条において準用する公共サービス改革法第10条各号（第11号に係わるものを除く）に該当する者でないこと。
- ② 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ③ 九州地方整備局（港湾空港関係）における令和1・2年度「建設コンサルタント等」業務に係る一般競争（指名競争）参加資格A等級の決定を受けている又は申請を受理されていること又は申請を行い、受理されていること。ただし、開札の日までに資格決定が得られていない場合は、競争に参加する資格を有しない者のした入札に該当し、入札は無効とする。

4. 令和2年度発注者支援業務における要件等

(2) 設計共同体的場合

「単体企業」の要件に加え、業務の特性に応じた分担業務となっている設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」に示すところにより、九州地方整備局副局長から業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格の認定を当該業務の開札の時までに受けているものであること。

4. 令和2年度発注者支援業務における要件等

設計共同体の分担業務

■設計共同体として認める業務区分 <全業務分野共通>

発注者支援業務における設計共同体においては、下表に示す区分の単位により、構成員の分担業務を設定することができる。

分担できる業務の区分	
業務による区分	・監督補助／施工状況確認補助／品質監視補助／技術審査補助 ／発注補助
事業による区分	・港湾／海岸／空港 等
区域による区分	・事務所・分室単位 ・港湾単位 ・空港単位 ・港区、地区単位
施設による区分	・施設単位
工事による区分	・工事単位

注1：設計共同体では、発注業務の業務内容について、設計共同体の構成員の分担業務を明らかにして協定を締結することとなるが、発注者支援業務における設計共同体においては、上記の表を参考にして、発注業務の業務内容を分担し、発注業務を実施するものとする。

注2：上記の表は、発注業務の業務内容を、設計共同体の構成員が分担できる業務の単位を示したものである。

注3：分担業務は、設計共同体の構成員が、発注業務の業務内容に応じて、上記の表に示す単位を適宜使用して設定することができる。

4. 令和2年度発注者支援業務における要件等

2. 企業に対する要件

(1) 業務実績に関する要件

競争参加資格確認申請書を提出する者（企業）は、平成17年4月1日以降に完了した以下の業務の実績を有していること（令和元年度完了予定を含む）。

業務実績：港湾・海岸又は空港の工事のいずれかに関する建設コンサルタント等業務又は測量・調査業務、若しくはこれらに準じた業務

※発注機関については問わない。

※地方整備局（港湾空港関係）が発注し、請負業務成績評定の評定点を得ているものについては、業務評定点が60点未満の場合は実績として認めない。
（令和元年度完了予定については、この限りではない）。

※「国、都道府県、政令市及び特殊法人等」の発注機関は問わない。

4. 令和2年度発注者支援業務における要件等

(2) 中立公平性に関する要件

業務の履行期間中に工期がある当該業務の対象工事に参加している者及びその対象工事に参加※している者と資本面・人事面で関係がある者は、本業務の入札に参加できない。

※「対象工事に参加」とは、当該工事を受注していること、当該工事の下請け（測量・調査業務も含む）をしていることを言う。

【参考】工事に関する事後制限(参加資格要件には該当しない)

- 本業務を受注した者及び本業務を受注した者と資本面・人事面で関係がある者は、当該業務の対象工事に参加できない。
- 本業務の担当技術者の出向・派遣元及び出向・派遣元と資本面・人事面で関係のある者は、当該業務の対象工事に参加できない。

(3) 業務実施体制に関する要件

- ①業務の主たる部分を再委託するものでないこと。
- ②業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。
- ③設計共同体の場合に、業務の分担構成が必要以上に細分化されていないこと、一つの分担業務を複数の構成員が実施していないこと。
- ④業務量に対し、予定担当技術者数が明らかに不足していないこと。 14

4. 令和2年度発注者支援業務における要件等

3. 配置予定管理技術者に対する要件

(1) 配置予定管理技術者の資格

業務種別	記 載 内 容
・発注補助	・技術士(総合技術監理部門(建設)又は建設部門)
・技術審査補助	・APECエンジニア(Industrial、Civil、Structural、Geotechnical、Environmental)
・監督補助	・一級土木施工管理技士
・品質監視 施工状況 確認補助	・土木学会特別上級技術者、土木学会上級技術者又は土木学会1級技術者
	・(一社)全日本建設技術協会が認定する公共工事品質確保技術者(I)又は(II)又は発注者が認めた同等の資格を有する者 (例:発注者支援技術者等)
	・RCCM(港湾及び空港部門)又はRCCMと同等の能力を有する者 (技術士部門と同様の部門に限る)

4. 令和2年度発注者支援業務における要件等

(2) 配置予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績

- 配置予定管理技術者は、**平成17年4月1日以降に完了した以下に示す同種又は類似業務（令和元年度完了予定を含む）**において、**業務実績を有していること。**

[1] 同種業務：港湾・海岸又は空港の工事のいずれかに関する発注者支援業務又は設計若しくは施工に関する業務、監理技術者として従事した港湾・海岸又は空港のいずれかの工事（工事を業務として認める）

[2] 類似業務：港湾・海岸又は空港の工事のいずれかに関する建設コンサルタント等業務又は測量・調査業務若しくはこれらに準じた業務

※発注機関については問わない

◎元請として同種又は類似業務に従事した経験の他、下請、出向又は派遣、再委託を受けて行った業務実績についても同種又は類似業務として認める。また、担当技術者及び発注者として従事※したのも同種又は類似業務の業務実績として認める。（ただし、照査技術者として従事したものは認めない）

◎地方整備局（港湾空港関係）が発注し、請負業務成績評定の評定点を得ているものは60点未満、また、請負工事成績評定の評定点を得ているものは65点未満の場合については、実績として認めない。

※「発注者として従事」とは、国、都道府県、政令市、特殊法人等で同種又は類似業務の調査職員として従事したことをいう。

4. 令和2年度発注者支援業務における要件等

◆配置予定管理技術者に求める業務実績要件の事例

同種業務：港湾・海岸又は空港の工事のいずれかに関する発注者支援業務又は設計若しくは施工に関する業務、監理技術者として従事した港湾・海岸又は空港のいずれかの工事（工事を業務として認める）（発注機関は問わない）
(5点)

類似業務：港湾・海岸又は空港の工事のいずれかに関する建設コンサルタント等業務又は測量・調査業務若しくはこれらに準じた業務（発注機関は問わない）
(0点)



同種業務の例

例) ○○港実施設計業務、○○港施設整備検討業務、○○空港基本施設設計業務等の業務実績があれば、要件を満たします。

※地方整備局が発注した業務実績だけでなく、地方自治体等が発注した業務実績でも業務実績として認められます。発注機関は問いません。

例) ○○港防波堤外建設工事、○○空港エプロン改良工事 等の工事において、監理技術者として従事した経験があれば、要件を満たします。

※工事の経験も業務実績として認められます。

類似業務の例

例) ○○港事業評価検討業務、○○港静穏度解析業務、○○港現況測量業務、○○空港地質調査業務等の業務実績があれば、要件を満たします。

※地方整備局が発注した業務実績だけでなく、地方自治体等が発注した業務実績でも業務実績として認められます。発注機関は問いません。

4. 令和2年度発注者支援業務における要件等

[配置予定管理技術者] 対象業務における同種・類似業務の分類

●：同種 ○類似

業務実績	業務内容	発注者支援業務			
		発注補助	技術審査補助	監督補助	品質監視 施工状況 確認補助
発注補助業務		●	●	●	●
技術審査補助業務		●	●	●	●
監督補助業務		●	●	●	●
品質監視及び施工状況確認補助業務		●	●	●	●
設計又は施工に関する業務		●	●	●	●
監理技術者として従事した工事		●	●	●	●
建設コンサルタント業務、測量・調査業務 (上記を除く)		○	○	○	○

※ 上記実績は、港湾・海岸又は空港の工事のいずれかに関する業務に限る。
また、監理技術者として従事した工事は、港湾・海岸又は空港の工事のいずれか
に限る。

4. 令和2年度発注者支援業務における要件等

(3) 企業と管理技術者の直接的雇用関係

- ・ 予定管理技術者は、本業務の履行期間中(契約締結日から業務完了まで)に、本業務の受注者と直接的雇用関係にあること。

※競争参加資格確認申請書の提出者（企業）と「直接的な雇用関係」にあることを証明する資料を添付（但し、競争参加資格確認申請書の提出期限までに「直接的な雇用関係」にない場合は、契約締結日までに競争参加資格確認申請書の提出者（企業）と「直接的な雇用関係」となることを誓約する書類を添付）

4. 令和2年度発注者支援業務における要件等

(4) 配置予定担当技術者の資格等

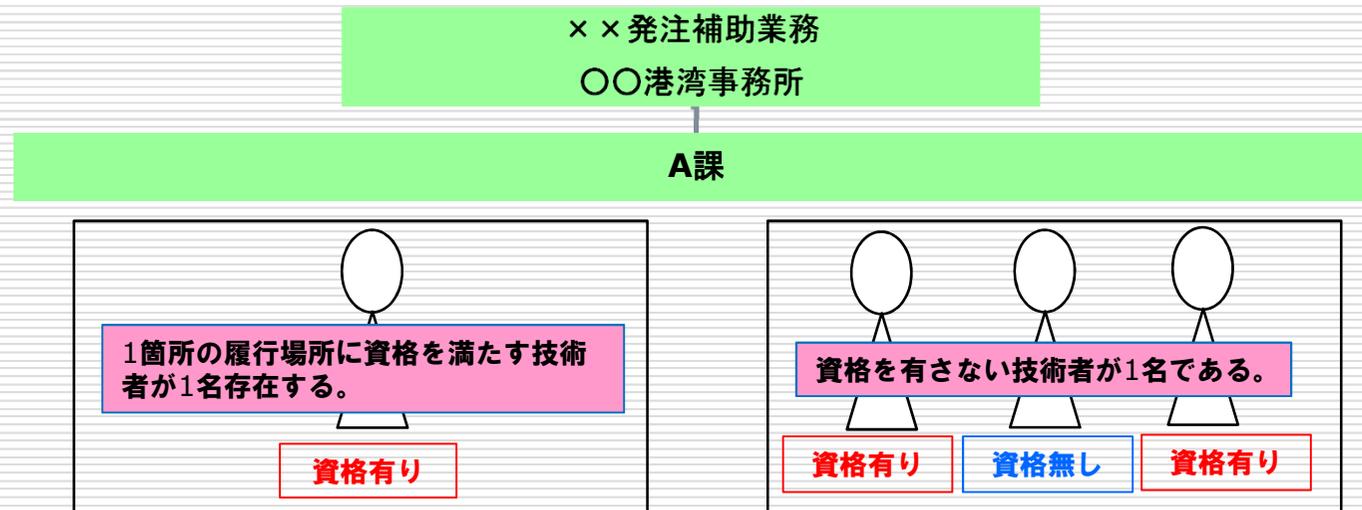
業務種別	記載内容
・発注補助	・技術士(総合技術監理部門(建設)又は建設部門)、 <u>技術士補(建設部門)</u>
・技術審査補助	・APECエンジニア(Industrial、Civil、Structural、Geotechnical、Environmental)
・監督補助	・一級土木施工管理技士又は <u>二級土木施工管理技士</u>
・品質監視 施工状況 確認補助	・土木学会特別上級技術者、土木学会上級技術者又は土木学会1級技術者又は <u>2級技術者</u> ・(一社)全日本建設技術協会が認定する公共工事品質確保技術者(I)又は(II)又は発注者が認めた同等の資格を有する者(例:発注者支援技術者等) ・RCCM(港湾及び空港部門)又はRCCMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る) ・ <u>「配置予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務の実績」と同様の実務経験(工事については、主任技術者として従事したのもも認める)が1年以上の者</u> ・ <u>港湾又は空港関係の技術的行政経験を10年以上有する者</u>

4. 令和2年度発注者支援業務における要件等

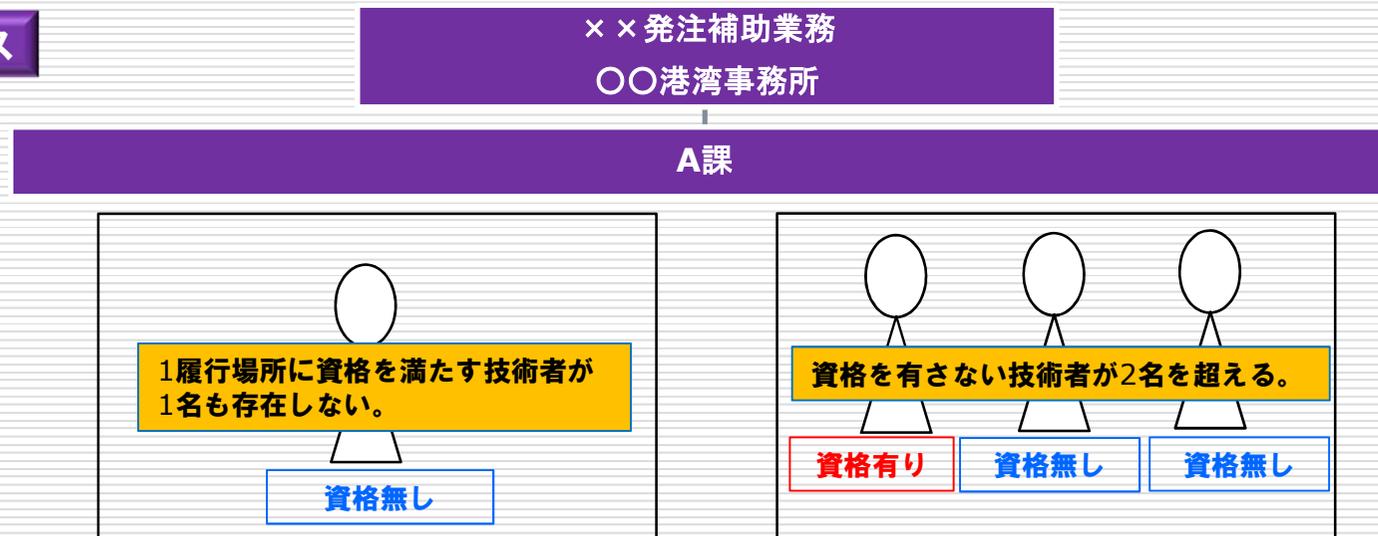
■ 予定担当技術者の資格要件 < 発注補助業務、技術審査補助業務に適用 >

1箇所の履行場所において、担当技術者を複数名配置する場合、1名のみ資格要件を満たさなくとも配置可能とする。

認められるケース



認められないケース



5. 令和2年度発注者支援業務における評価等

- 一般競争入札(総合評価落札方式)のため、**選定段階の評価は行わない。**
- 民間企業の参入促進を図る観点より、発注機関に関わらず実績を認めていることから、**配置予定管理技術者の業務成績及び技術者表彰は評価の対象としない。**
- 配置予定管理技術者は、担当技術者を兼務出来ない。**(但し、緊急時やむを得ない場合の短期間を除く)※**
※但し書きは、監督補助、品質監視補助及び施工状況確認補助業務のみ該当

評価項目	評価の着目点	判断基準
(設計共同体においても管理技術者を評価)	技術者資格	<p>◎技術者資格を下記の順位で評価</p> <p>①技術士(総合技術監理部門—建設又は建設部門) APECエンジニア(Industrial、Civil、Structural、Geotechnical、Environmental) 土木学会特別上級・上級・1級技術者 一級土木施工管理技士 (一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(Ⅰ)又は(Ⅱ)又は発注者が認めた同等の資格を有する者(例:発注者支援技術者等)</p> <p>②RCCM(港湾及び空港部門)又はRCCMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る)</p>
	技術者業務実績	<p>◎平成17年4月1日以降に完了した業務の受注実績を下記の順位で評価(令和元年度完了予定を含む)</p> <p>①同種業務の実績 ②類似業務の実績 ※元請として従事した経験の他、担当技術者として従事したもの及び下請・出向・派遣、再委託を受けて行った業務実績についても同種又は類似業務として認める。(ただし、照査技術者によるものは認めない。) ※発注者として従事したものも同種又は類似業務の業務実績として認める。 (発注者として従事とは、国・都道府県・政令市・特殊法人等で同種又は類似業務の調査職員として従事したことをいう。)</p>
	地域精通度	<p>【監督補助業務、品質監視補助及び施工状況確認補助業務のみ設定】</p> <p>◎平成17年4月1日以降に九州地方整備局管内又は管外(隣接する整備局)での同種・類似業務の実績を下記の順位で評価(令和元年度完了予定を含む)</p> <p>①九州地方整備局管内又は管外(隣接する整備局等(中国、四国、沖縄))における同種業務の実績 ②九州地方整備局管内又は管外(隣接する整備局等(中国、四国、沖縄))における類似業務の実績 ③その他 ※照査技術者として従事した業務は除く</p>

5. 令和2年度発注者支援業務における評価等

評価項目	評価の着目点	判断基準
配置予定担当技術者の経験及び能力	技術者業務実績	<p>◎平成17年4月1日以降に完了した業務の受注実績を下記の順位で評価(令和元年度完了予定を含む)</p> <p>①同種業務の実績 ②類似業務の実績 ③その他:0点</p> <p>※元請として従事した経験の他、担当技術者として従事したものと及び下請・出向・派遣、再委託を受けて行った業務実績についても同種又は類似業務として認める。 (ただし、照査技術者によるものは認めない。また、工事については、主任技術者として従事したのも認める。) ※発注者として従事したのも同種又は類似業務の業務実績として認める。 (発注者として従事とは、国・都道府県・政令市・特殊法人等で同種又は類似業務の調査職員として従事したことをいう。)</p> <p>同種業務：港湾・海岸又は空港の工事のいずれかに関する発注者支援業務又は設計若しくは施工に関する業務、監理技術者として従事した港湾・海岸又は空港のいずれかの工事(工事を業務として認める)</p> <p>類似業務：港湾・海岸又は空港の工事のいずれかに関する建設コンサルタント等業務又は測量・調査業務若しくはこれらに準じた業務</p> <p>※発注機関については問わない。</p>

【予定担当技術者の評価点の算出方法】

※提出された競争参加資格確認申請書に記載されている**全ての配置予定担当技術者のうち、上位1名の評価値とする業務実績**

[例1]

- 配置予定担当技術者数:5名
- 各予定担当技術者の業務実績
 - ・A者…同種(5点)
 - ・B者…同種(5点)
 - ・C者…同種(5点)
 - ・D者…類似(3点)
 - ・E者…類似(3点)

= 5点(上位1名の評価値)

[例2]

- 配置予定担当技術者数:5名
- 各予定担当技術者の業務実績
 - ・A者…類似(3点)
 - ・B者…その他(0点)
 - ・C者…その他(0点)
 - ・D者…その他(0点)
 - ・E者…その他(0点)

= 3点(上位1名の評価値)

5. 令和2年度発注者支援業務における評価等

		発注補助業務	技術審査補助業務	監督補助業務	品質監視補助・ 施工状況確認補助業務
実施方針	業務理解度	業務の実施方針の記述について、当該業務の目的、条件、内容に関する理解度が高い場合に優位に評価する。			
	実施体制	配置技術者の人数、代替要員の確保など業務を遂行するうえで発注者の要請に対する的確かつ迅速に対応でき、事業の進捗状況や不測の事態に対しても臨機に対応できる体制が確保されている場合に優位に評価する。			
技術提案	的確性	必要なキーワード(留意点、着眼点、問題点)が網羅されている場合に優位に評価する。			
	実現性	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。			
価格:技術		1:2	1:3	1:2	1:2

◆競争参加資格確認申請書等に関する審査の実施

- 競争参加資格確認申請書類に記載された内容の確認を必要に応じてヒアリングを実施する場合があります。
※平成25年度よりヒアリング実施規定を緩和
- 実施方針は、A-4版1枚以内・技術提案は、A-4版1枚以内に記載された内容を審査対象とする。

◆技術提案書に基づく業務の履行

- 業務の履行に際しては、技術提案書に記載した内容を満たす技術提案履行計画書を提出すること。
- 受注者の責により技術提案書に記載した内容を満足する業務が行われない場合又は提案された実績を有する担当技術者が配置できない場合は、業務成績評定を減ずる等の措置を行う。

5. 令和2年度発注者支援業務における評価等

■履行確実性評価の実施

- ◆発注者支援業務についても、予定価格が100万円を超える業務については、履行確実性の評価を実施する。
- ◆履行確実性評価については、品質確保の観点から、九州地方整備局（港湾空港部）が定める価格「調査基準価格・品質確保基準価格」を設定し、その価格を下回った場合に実施する。

6. 令和2年度発注者支援業務の発注予定

■発注スケジュール

- ◆ 発注の見通しの公表
 - ※ 令和元年12月13日
(九州地方整備局(港湾空港関係)HP公表)

- ◆ 関係企業への説明会
 - ※ 令和元年12月 5日
(福岡第二合同庁舎2階 共用第4会議室)

- ◆ 入札手続開始の公告
 - ※ 令和元年12月下旬(予定)

- ◆ 入札・開札
 - ※ 令和2年2月末頃(予定)

- ◆ 令和2年4月1日履行開始